

平成 17 年度 組織・機構の見直しについて

平成 14 年 4 月に、組織のフラット化、フレキシブル化、フロント化を基本として大幅な組織・機構改革を行った。

改革後 2 年を迎え、来年度の組織・機構について、下記のとおり評価・検討を行い、必要な部分について見直しを行うこととします。

．見直しの視点と基本的な考え方

以下の 2 つの視点と、基本的な考え方から見直しを実施する。

- | |
|-----------------------------|
| 1．組織の構造的な分野
2．組織の事務分掌の分野 |
|-----------------------------|

1．組織の構造的な分野

現在のフラットな組織体制は維持しつつ、課題の解決を図る。また、組織間の横の連携等さらにフレキシブルな組織運営や、市民の側を向いた組織の構築等積極的に推進する。

限られた財源の中で、サービスの維持向上と簡素効率化を図る「小さな地方政府」を実現する組織機構を目指す。

特に人員の削減（平成 16 年度から 21 年度までの 6 年間で 100 人の定員削減）を進める観点から、組織は、肥大化することのないよう簡素効率化に努める。

2．組織の事務分掌の分野

時代の流れに対応し、新しい課題に対応する事務分掌の見直し等を行う。

総合計画「理想郷プラン」の政策体系と整合した組織を目指すとともに、リーディングプランや横断的に取り組む分野を積極的に推進する体制を整備する。

．見直しのポイント

見直しの視点と基本的な考え方を受けて、以下のとおり見直しのポイントを定めた。

1．フラット化にかかる事項

- ・構成員が 2～3 名の小規模室（一定期間だけ特化して設置されるプロジェクト室を除く）については、必要に応じ統合を検討する。
- ・原則、室の細分化は行なわない。
- ・担当制を積極的に活用する。
- ・現行の室員-室長-部長の 3 層を基本とし、新しい階層を生じさせずに、副参事から主査の職員がリーダーシップを発揮できる環境を整える。

- ・より市民に近いところでの意思決定を行なうとともに、室長から担当リーダーへの権限委譲を行ない、室長の負担緩和と室員の意識向上を目指す。

2．フレキシブル化にかかる事項

- ・主管室機能は引き続き各部に設置するとともに、部内の企画調整・連携機能を更に充実させるため、主管室が分掌する事務についての見直しを行い、効率的、効果的な施策推進を行なう。
- ・総合計画に位置づけたリーディングプラン、横断的に取り組む分野の推進のため、プロジェクトチーム制を制度化し、理事、参事等を配置するほか、必要により事業に関連する決裁権限と予算を付与する。

3．フロント化にかかる事項

- ・総合窓口開設に向けての検討を推進

．見直しの内容

見直しの視点と基本的な考え方及び見直しのポイントを基本とし、具体的な部分は各所属の意見聴取により、検討を進めてきた。

その結果、今回の見直しは下記のとおりとする。

1．組織の構造的な分野

(1) 室の単位・規模について

構成員が2～3名の小規模室(一定期間だけ特化して設置されるプロジェクト室を除く)の統合については、各所属からの意見を検討した結果、一所属のみの統合とした。

また、業務ごとの室の細分化の意見も多くあったが、一部を除き室の細分化は行わないこととした。

(2) 室内でのリーダーの位置づけの明確化について

- 「担当」「担当リーダー」の設置 -

現行の室員-室長-部長の3層を基本とし、新しい階層を生じさせずに、副参事から主査がリーダーシップを発揮できるよう、これまで室長が必要に応じ設置・指名し、各所属で運用できるとしてきたチーム及びチームリーダーを、17年度より「担当」「担当リーダー」として明確に位置付け、加えて業務分担表を作成するなどにより、職員の意識向上と責任所在の明確化を図る。

(3) 室長代理(代決者)の指定

室長不在時等の代決や室内職員のとりまとめ、対外的な対応に備え、室長はあらかじめ室員の中から室長代理を指定しておくこととする。(主査以上の職員の中から、直近下級職位者を指定)

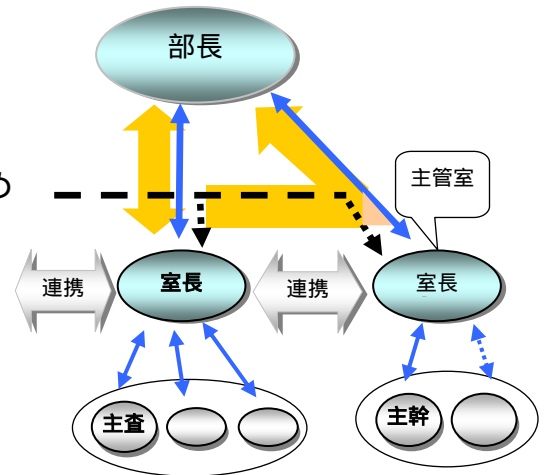
(4) 担当リーダー（副参事、主幹、副主幹、主査）への一部権限委譲について
室長から担当リーダーへの一部権限委譲を検討し、室長の負担緩和と室員の意識向上を目指す。

(5) 主管室の機能の強化

主管室機能を更に強化するため、部内の企画調整・連携機能を充実させるため、主管室が分掌する事務についての見直しを行い、効率的、効果的な施策推進を行なう。

- ・ 主管室への合議と担当室固有業務の明確化
部内の企画調整、連携の機能を充実させるために、意思決定手続き、ルールの明確化を更に図る。

主管室への合議と担当室固有業務の明確化
のライン...担当室固有業務
のライン...主管室共通分掌業務



部に係る政策の企画および調整
部に属する人事、予算、議会関係事務の総括
部に属する条例、規則、規程等の制定、改廃の総括、調整
部に係る行政改革の総括、推進
部に係る広報広聴
部間および部内各室の業務の調整

- ・ 主管室の分掌事務の見直しについて
部全体に係る業務を主管室で一部分掌し、
主管室の分掌事務の見直しを行い、主管室が政策調整、企画立案、部内調整機能を有効かつ最大限に発揮し、各部が効率的に施策を推進できる体制を更に整える。

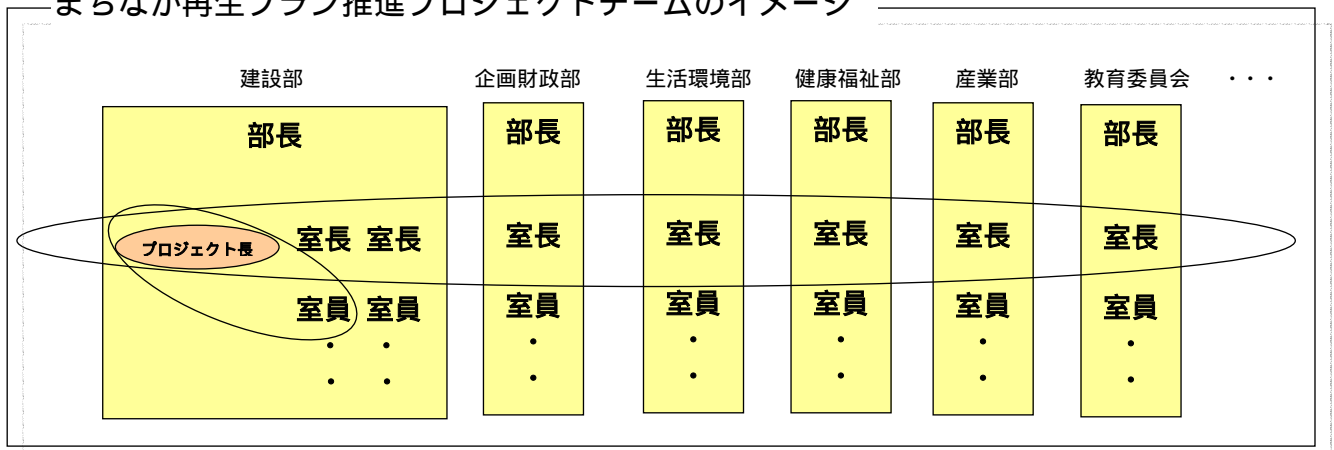
(6) プロジェクト体制の充実...「(仮)まちなか再生プラン推進プロジェクトチーム」

総合計画に位置づけたリーディングプラン、横断的に取り組む分野の推進のため、所属（部）を越えて協力・連携体制の一環として、現行のプロジェクトチーム制を適用する。必要により、理事・参事等を配置するほか、計画推進に関連する決裁権限や予算を付与できるものとする。

総合計画の進行及び各プランや横断的に取り組む政策分野の方向性や進行状況を考慮しつつ、今後、所属（部）を越えて協力・連携体制を進めるものとし、プロジェクト体制適用について、分野ごとに検討を進めていくこととする。

平成 17 年度当初は、まちなか再生プランについて、横断的に取り組む分野の推進体制を整備するため、現行のプロジェクトチーム制を適用する。

まちなか再生プラン推進プロジェクトチームのイメージ



- ・ 建設部を中心にプロジェクト体制を構築し、まちなか再生プランの推進をする。
- ・ 計画推進にかかる権限はプロジェクト長が、それぞれの事業の推進は、プロジェクトで検討し、必要に応じ各部のラインで実施をする。
- ・ プロジェクトの構成については、建設部、企画財政部、生活環境部、健康福祉部、産業部、教育委員会の関連各室を基本に検討し、新年度に立ち上げる。
- ・ プロジェクト長は、まちなか再生プランの進行管理（計画、予算、決算等）の総括を分掌する。

2. 組織の事務分掌の分野

固定資産評価審査委員会事務局について

固定資産評価審査委員会の事務局については、現行、市民部収納室で所管しているが、委員会設置の意義やその中立性確保の観点から、総務部庶務法制室で所管する。なお、庶務法制室は選挙管理委員会事務局を併任していることから、選挙実施年度には、業務の繁忙時期に応じた組織体制に留意するものとする。

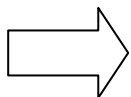
子育て支援体制の一元化

子育て支援室と保育指導室を統合することにより、保育士の専門性を生かしつつ効率的な子育て支援施策を推進する。

市立病院事務局の体制について

市立病院の事務局は病院政策室、医療管理室の2室で業務を行なっているが、経営健全化に向けた業務委託などによる効率化推進や相談体制充実の観点から、経営室、業務室、医事相談室の3室体制とする。

病院政策室
医療管理室



経営室 病院事業の企画・調整、経営推進
政策室機能、人事給与、職員研修
業務室 予算・決算、経理業務、委託契約
医事相談室...診療報酬、医療相談

主管室の担当事務について

主管室の担当事務についての整理を行い、その政策調整、企画立案、部内調整機能が有効に発揮され、各部の施策を効果的に推進できる体制を整備する。

市民政策室：総合窓口の推進

健康福祉政策室：民生児童委員、社会福祉協議会との調整・連携

都市環境政策室・水道政策室：上水道部門との統合を視野に入れた上下水道部門の体制構築

職員の福利厚生事務の一元化

職員の福利厚生事務については、共済組合、全国市長会の給付、福利厚生事業など、現在人事給与室と研修相談室の二元管理となっていることから、人事給与室に福利厚生事務の窓口の一元化を図り、職員の利便性を向上する。